

ユア パートナー (YOUR PARTNER) 規定

第1条 (ユア パートナー (YOUR PARTNER))

- (1) ユア パートナー (YOUR PARTNER) は、三井住友信託ダイレクト取引のお客さまがこの規定に従って申込みを行い、当社が承諾した場合に利用できるものとします。
- (2) ユア パートナー (YOUR PARTNER) 規定は、次の各号の取引(以下、「ユア パートナー対象取引」という)に適用します。ただし、ユア パートナー対象取引はこの規定およびユア パートナー総合口座取引規定のほか、各取引の約款・規定により取扱います。
 - ① ユア パートナー (YOUR PARTNER) 総合口座取引 (三井住友信託ダイレクト取引の普通預金口座および定期預金等にかかる総合口座に限り)
 - ② 実績配当型合同運用指定金銭信託
 - ③ 外国投資信託の受益証券、投資証券、投資法人債券 (以下、「外国投資信託受益証券等」という)の取引
 - ④ 投資信託取引 (投資信託受益権振替決済口座を通じるもの)
 - ⑤ 外国証券取引
 - ⑥ 投資信託受益権の累積投資取引
 - ⑦ 外貨普通預金取引
 - ⑧ 外貨定期預金取引
- (3) ユア パートナー (YOUR PARTNER) は、日本国内に居住される個人のお客さまのみの取扱いとなります。また、原則として未成年のお客さまはご利用いただけません。
- (4) ユア パートナー (YOUR PARTNER) を利用されるお客さまには、お取引証兼 IC キャッシュカード (ユア パートナー (YOUR PARTNER) カード) (以下、「ユア パートナーカード」という) を発行します。ユア パートナーカードは三井住友信託ダイレクト取引の取引用普通預金口座の IC キャッシュカードと共通です。

ユア パートナーカードをキャッシュカードとして用いるときは、キャッシュカード規定、ICカード特約、ICカード生体認証特約およびデビットカード規定の定めによります。
- (5) ユア パートナー (YOUR PARTNER) 総合口座取引については、通帳および証書を発行しません。
- (6) ユア パートナー対象取引について、当社の国内本支店において、払戻しまたは解約を行うとき、あるいは、外国投資信託受益証券等の保護預り口座、投資信託口座、投資信託受益権振替決済口座、外国証券取引口座、累積投資口座または外貨普通預金口座の開設または解約に関する手続き、ならびに特定口座の開設または廃止に関する手続きを行うときは、各取引の約款・規定の定め、あるいは所定の書式にかかわらず、押印によらず、ユア パートナーカードの提示と届出の暗証番号の入力により手続きを行うものとします。ただし、本人確認書類の提示等を求める場合があります。なお、手続において本人確認書類等が必要な場合にはあわせて提出してください。
- (7) ユア パートナー対象取引について、通帳を発行する方式への変更はできません。ユア パートナー (YOUR PARTNER) を解約するときは、いったん全てのユア パートナー対象取引を解約したうえで、通常に通帳・証書発行方式へ変更する必要がありますので、ご注意ください。
- (8) ユア パートナー代理人カードはお客さまが所定の申込みを行い、当社が承諾した場合に発行するものとします。ただし、代理人カードは、ATMによる取引以外には使用できません。

第2条 (申込み方法等)

- (1) ユア パートナー (YOUR PARTNER) の利用にあたっては、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、届出の印章により記名押印し、当社国内本支店に提出してください。申込みに対して当社が承諾したときに、ユア パートナー (YOUR PARTNER) の利用を開始できるものとします。

- (2) 申込みに際して、お客さまにはユア パートナーカードの利用に必要な暗証番号を登録していただきます。
- (3) お客さまの申込みを当社が承諾したときには、当社所定のユア パートナーカードを発行します。当社国内本支店でユア パートナー対象取引をされるときは、必ずこのユア パートナーカードを提示してください。なお、ユア パートナーカードを提示されない場合には、当社所定の本人確認手続きにより当社が承認した場合を除き、取引を受け付けません。

第3条 (手数料)

- (1) ユア パートナー (YOUR PARTNER) に関する当社所定の口座管理手数料等の諸手数料は、三井住友信託ダイレクト取引の取引用普通預金口座から、ユア パートナーカードおよび払戻請求書の提出を受けずに自動的に引き落としします。
- (2) 当社は、今後、金融情勢の変化等により手数料を変更し、または新設することができます。

第4条 (指定口座入金方式)

外国投資信託受益証券等、投資信託受益権もしくは外国証券の償還金、解約金あるいは分配金のお支払いは、お客さまがあらかじめ指定した当社のご本人名義の普通預金または外貨普通預金口座に入金することにより、これを取扱います。

第5条 (優遇サービス)

ユア パートナー (YOUR PARTNER) に関する優遇サービス (以下、「優遇サービス」という) は、以下に定める条件を満たされた方が優遇を受けられるサービスです。

- (1) ユア パートナー (YOUR PARTNER) をご利用のお客さまを対象とします。
- (2) 優遇サービスを受けるのに必要な条件及び優遇サービスの内容については、店頭のパフレット等に記載します。
- (3) 優遇サービスを受けるのに必要な条件及び優遇サービスの内容は変更することがあります。その場合、原則として店頭のパフレット等であらかじめお知らせするものとします。
- (4) 優遇サービスの提供を当社の事情等で一時的に中断する場合があります。また、優遇サービスの取扱いを中止することがあります。

第6条 (取引確認書)

三井住友信託ダイレクト取引規定の定めにかかわらず、ユア パートナー (YOUR PARTNER) のお客さまには、電話による取引又は端末による取引を行った場合の取引確認書を発行しません。

第7条 (譲渡・質入等の禁止)

- (1) ユア パートナーカードの所有権は当社に帰属するものとし、お客さま本人にユア パートナーカードを貸与するものとします。
- (2) ユア パートナーカードは、他人に譲渡、質入れ、貸与、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

第8条 (解約、ユア パートナーカードの利用停止等)

- (1) ユア パートナー (YOUR PARTNER) を解約する場合には、当社所定の書式に必要事項を記入し、届出の印章により記名押印のうえ、ユア パートナーカードを添えて当社に提出してください。
- (2) ユア パートナーカードの改ざん、不正使用など当社がユア パートナーカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求があり次第直ちにユア パートナーカードを取引店 (以下、「当店」という) に返却してください。
- (3) 次の場合には、ユア パートナーカードの利用を停止することがあります。この場合、当店の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社がお客さま本人であることを確認できたときに停止を解除します。なお、この場合第10条第4項 (カードを失った場合の再発行手続き) に準じます。
 - ① 前条 (譲渡・質入等の禁止) 第2項に違反した場合
 - ② ユア パートナー対象取引である普通預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当社が

別途表示する一定の期間が経過した場合

- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はユア パートナー (YOUR PARTNER) の利用を停止し、またはお客さまに通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

ユア パートナー (YOUR PARTNER) を解約されたときは、残存するユア パートナー対象取引については、それぞれの規定、約款により、解約に応じます。また、規定または約款により解約することがあります。

- ① 三井住友信託ダイレクト取引が解約された場合
- ② ユア パートナー (YOUR PARTNER) の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または本サービスの名義人の意思によらずにこの取引が開始されたことが明らかになった場合
- ③ ユア パートナー (YOUR PARTNER) のお客さまが、前条 (譲渡・質入等の禁止) 第2項に違反した場合
- ④ ユア パートナー (YOUR PARTNER) の対象取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ 残高不足等の理由により手数料の引き落としができなかった場合

第9条 (免責事項・ユア パートナーカード・暗証番号等)

- (1) この取引において請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) ユア パートナーカードは他人に使用されないように保管してください。また暗証番号は他人に知られないようにしてください。
- (3) ユア パートナー (YOUR PARTNER) による各預金等の当社本支店窓口における払戻しにおいては、当社所定の払戻請求書に氏名、金額そのほか所定の事項を記入のうえ、ユア パートナーカードとともに提示してください。当社が、ユア パートナーカードの電磁的記録によって、カードリーダーの操作の際に使用されたユア パートナーカードを当社が交付したのものとして処理し、ユア パートナーカードのデザイン等によって真正なカードに相違ないものと認め、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認し、第1条 (6) の手続きをしたうえは、ユア パートナーカードまたは暗証番号につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条 (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ユア パートナーカードを失った場合には、直ちにお客さま本人から書面によって当店に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにユア パートナーカードによる預金等の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ユア パートナーカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届け出てください。
- (3) 届出の印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他の届出事項に変更等があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、暗証番号については、当社の預金機、支払機により変更できます (この場合、書面による届出は不要です)。
- (4) ユア パートナーカードを失った場合のユア パートナーカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。
- (5) ユア パートナーカードを再発行する場合には、店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

第 11 条 (通知)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発行した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 12 条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

以 上
(2020 年 4 月 1 日現在)